

日連 25 第 912 号  
(業 1 第 126 号)  
平成 25 年 10 月 28 日

税制審議会会長 殿

日本税理士会連合会  
会長 池田 隼 啓

## 諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

### 記

#### 一、贈与税の機能と資産課税における役割について

##### (諮問の趣旨)

近年におけるわが国の資産課税の動向をみると、相続税の課税強化を行う一方で、贈与税については負担を軽減するという傾向が見られます。この点が顕著になったのは、平成 25 年度の税制改正であり、直系尊属からの贈与に係る贈与税の税率構造を緩和するとともに、教育資金を一括贈与した場合の非課税措置が創設され、相続時精算課税制度における贈与者と受贈者の範囲の拡充などが行われました。

贈与税に関するこれらの改正は、高齢者が保有する資産を若年世代に早期に移転させ、その有効活用を通じて経済の活性化を図るといった政策目的によるものと考えられます。

しかしながら、贈与税は、従来から相続税の補完税として位置付けられ、富の再分配を担ってきたところです。このような贈与税の性格を考慮すると、上記のような税制の動向は、その機能や役割を放棄することとなり、本来の税のあり方に逆行しているのではないかという疑問が生じるところです。また、高額な資産を有する者に優遇措置を講ずることは、格差の固定化を助長させるのではないかという懸念も生じるところです。

これらを勘案すると、資産課税における贈与税の位置付けを明確にするとともに、相続税との関係や政策税制としての意義及び必要性など、さまざまな観点から贈与税のあり方を再度検証する必要があると思われまます。

そこで、現下の経済・社会情勢を踏まえ、資産の移転に対する税制として贈与税はどうあるべきか、現行制度における個別事項を含め、その問題点とあり方を検討していただきたく、貴審議会に諮問します。